

平成19年 1月臨時会

横芝光町議会会議録

平成19年 1月24日 開会

平成19年 1月24日 閉会

横芝光町議会

平成19年第1回横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（1月24日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
議案第1号及び議案第2号の上程、説明.....	3
議案第1号の質疑、討論、採決.....	8
議案第2号の質疑、討論、採決.....	11
閉会の宣告.....	11
署名議員.....	13

平成19年1月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成19年1月24日(水曜日)午後3時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定の件
日程第 3 議案第1号及び議案第2号について(町長提案理由説明)
日程第 4 議案第1号 横芝光町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定
に関する協議について
日程第 5 議案第2号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算(第4号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(29名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	10番	・梅喜作君
11番	永・貞・君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	野村和好君
15番	山崎貞一君	16番	鈴木輝男君
17番	伊・囃樹君	18番	嘉瀬清之君
19番	平山治布君	20番	深田正治君
21番	川島透君	22番	鈴木唯夫君
23番	八・健一君	24番	伊藤良一君
25番	川島勝美君	26番	加瀬秀夫君
27番	渡辺豊君	28番	小川征四郎君

29番 越川輝男君 30番 鈴木俊君
31番 越川洋一君

欠席議員(2名)

9番 杉森汎君 32番 屋英夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課長	鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政 センター所長	伊藤賢二君
食肉センター 所長	竹内康男君	東陽病院 事務長	田鍋悦央君
出納室長	海保清一郎君	教育長	海保教之君
教育課長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会 事務局長	大木一男君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	越川岳	主幹	實川裕宣
書記	須合京子		

開会の宣告

議長（伊藤良一君） これより平成19年1月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午後 3時00分）

開議の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、・屋英夫君、杉森汎君から欠席の届け出がありましたので報告いたします。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

7番議員 早川光彦君

27番議員 渡辺豊君

をお願いいたします。

会期決定の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日に決定しました。

議案第1号及び議案第2号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第1号及び議案第2号についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 全員協議会に引き続き大変ご苦労さまでございます。

それでは、提案理由説明を読まさせていただきます。

本日ここに平成18年度横芝光町議会 1月臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたしました各議案の提案理由説明を申し上げます。

議案第1号の横芝光町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定に関する協議についてであります。本案は高齢化社会を迎えた中で、さらなる住民サービスの向上に資するべく、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項の規定により、町内郵便局において町諸証明発行事務の一部を取り扱わせるため、日本郵政公社と協議を行うに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第2号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は郵便局並びに商業施設内での諸証明発行事業、教育委員会部局の移転事業等に要する費用に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億2,118万7,000円とすべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より補足説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号について総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第1号についてご説明をさせていただきます。

議案つづりをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 横芝光町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定に関する協議について。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項の規定により、日本郵政公社と協議するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を

求めるものであります。

本案の趣旨につきましては、先ほど町長から提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

次のページをごらんください。

横芝光町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約。

第1条では、事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称を定めるものでございます。第1号から第6号に掲げる諸証明の発行事務を取り扱う郵便局として、大総、横芝北清水、日吉及び木戸の各郵便局の4局とするものでございます。

具体的に取り扱う事務でございますが、第1号から第6号に掲げております6項目の諸証明等の交付の請求の受付及び引き渡し事務でございます。ただし、請求する諸証明等に記載されている者からの請求に限るものでございます。

次に、第2条では取扱方法を定めるものでありまして、町と郵便局との間の交付請求書及び証明書等の授受を、町が設置した装置により行うものでございます。

次に、第3条では取扱いに関する経費を定めるものでございまして、委託事務の取扱いに要する経費は横芝光町の負担とし、委託事務の取扱いによる交付手数料は横芝光町に帰属するものでございます。

次に、第4条では取扱期間を定めるものでございまして、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとするものでございます。ただし、取扱期間満了の日から3カ月前までに横芝光町、取扱郵便局のいずれからも規約の解除の意思表示をしないときは取扱期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とするものでございます。

次に、第5条では取扱日及び取扱時間を定めるものでございまして、取扱日は横芝光町の休日に関する条例第1項各号に規定する日を除く日としております。具体的には土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、町の休日以外の日として、取扱時間は午前9時から午後4時までとするものでございます。

次に、第6条では、この規約に規定する事項に関し疑義が生じた場合や委託事務の取扱いに関し必要があると認めるときは、町長と取扱郵便局長は連絡会議を開くことができるとするものでございます。

次に、第7条は別途定める協定への委任事項でございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い

いたします。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第2号について企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第2号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算案（第4号）についてご説明を申し上げます。

本案は、本年度第4回目の補正予算でございまして、主な補正内容といたしましては、この4月1日から実施が予定されております郵便局並びに商業施設内での諸証明発行サービス事業及び教育委員会部局の移転事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、これら関係経費を計上させていただいたものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページ、4行目の（歳入歳出予算の補正）第1条をごらんいただきたいと思います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億2,118万7,000円とするものであります。

それでは、主な補正内容につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

まず歳出からご説明をさせていただきます。7ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費、補正額202万9,000円。説明欄のその他財産管理事業、13節委託料の9万7,000円、15節工事請負費193万2,000円、これはいずれも庁舎に係る営繕工事でございます。電機工作物の点検業務を委託しております業者から、庁舎用キュービクルから庁舎2階へ配線してある電灯幹線の絶縁不良を指摘をされまして、急を要するために改修工事を行おうとするものでございます。

続きまして、9目行政センター費、補正額70万6,000円。説明欄の行政センター維持管理事業、15節工事請負費の庁舎営繕工事は横芝行政センター2階の外通路、これは旧議場傍聴席の外側ベランダ階段の踊り場付近でございますけれども、こちらにひび割れが生じまして、その下に設置してあります農協のATM機械の屋根部分を圧迫しておりまして危険であることから、急を要するため改修工事を行おうとするものでございます。

13目情報管理費、補正額210万4,000円。説明欄の情報管理事務費、13節委託料の機構改革に伴うネットワーク整備業務委託料199万7,000円は、商業施設内に開設を予定しております行政センター出張所のネットワーク回線工事、電源工事及び教育委員会部局の町民会館移転

に伴うネットワーク回線工事、電源工事等の委託経費でございます。

また、その下の住民情報系電算管理事業、13節委託料2万1,000円は、行政センター出張所開設時における住民情報系機器の設定及び調整に伴う経費、またその下のネットワーク管理事業、12節役務費、通信運搬費の8万6,000円は、N T Tの通信回線接続に伴う初期費用、これと月額の利用料でございます、店内出張所と本庁舎の回線利用経費でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額397万6,000円。説明欄の郵便局証明書発行事業87万7,000円は、町内4郵便局での諸証明発行委託に伴う準備経費でございます、15節工事請負費、施設整備工事42万8,000円は、電源等改修工事及び本庁との電話回線接続の工事費でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の18節備品購入費43万7,000円のうち主なものは契印機、これは証明書が連続して複数枚になったときにせん孔、いわゆる穴をあけまして、1つの証明書とみなしてとじる機械でございます。及び電話機とファクスの接続のために必要な機械、ターミナルアダプターと申しますが、これらの購入経費でございます。

続いて、商業施設内証明書等発行事業309万9,000円の13節委託料264万6,000円、戸籍システム移設委託料21万円は、現在行政センター窓口で使用しております戸籍システム機器の商業施設内出張所への移設費、またその下の窓口カウンターブース設置委託料243万6,000円は、出張所開設に伴うパーテーション工事、窓口カウンター備品搬入設置等の委託経費でございます。

15節工事請負費2万5,000円の施設整備工事は電話回線等の工事費、18節備品購入費40万3,000円は、郵便局証明書発行事業の備品購入費の中でもご説明させていただきました契印機とレジスター、シュレッダー等の購入費でございます。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額159万6,000円。説明欄の教育委員会部局等移転事業159万6,000円の13節委託料157万5,000円は、現在横芝行政センター内で執務をしております教育委員会部局の町民会館への移転及び文化スポーツ振興財団の横芝文化会館への移転等に伴う委託経費でございます。

そして、その下の6項保健体育費、2目体育施設費、補正額60万円。説明欄の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業の工事請負費、施設営繕工事は、光B & G海洋センタープール内の空調、衛生設備機器が経年劣化や磨耗により故障等が発生し、早期に修繕工事が必要となったため、計上させていただいたものでございます。

戻りまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

2、歳入でございます。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,101万1,000円。これは、ただいまご説明申し上げました諸証明発行サービス事業あるいは引越し及び営繕工事等のための財源として、前年度繰越金を充て追加補正をさせていただこうとするものでございます。

以上で平成18年度横芝光町一般会計補正予算、補正第4号の説明とさせていただきます。慎重審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で執行部からの提案理由の説明を終結いたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第1号 横芝光町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 第1号議案について1点だけ伺っておきたいと思います。

先ほど来、全員協議会の中で、かなりたくさんの質疑がされているわけですがけれども、私はこの4条の取扱期間について伺っておきたいと思います。

今説明がありましたように、取扱期間は平成19年4月1日から20年3月31までということで1年間の契約ですが、ただし書きのところで取扱期間満了の日から3カ月前まで両者からの解除の意思表示がなければ1年間また延長するというので、その都度1年ごとの契約ということで、事業としては先ほど来ありますように住民サービスの点では向上しているかわりに、もうこの契約期間が非常に不安定だというふうに思うんですね。ここで、町の方からこの解除を申し出ることにはまずないと思いますけれども、郵便局側からの解除は想定されているから、こういった条文になったのかなというふうにも思います。

そこで、今、郵政公社が民営化を前にして各地で局外のATM施設がこれどんどん撤去されているんですね。この千葉県内でも、もう既に撤去されたところが12カ所。今後、撤去される予定のところは3カ所はもう明らかになっているわけですがけれども、このATMの撤去の基準が1カ月の利用件数、これが3万5,000件以下のものは撤去対象だということなんですけれども、ATMの機械が撤去されても、局があれば一定の事務はできるわけですから

ども、ここを突破口にして民営化の中で不採算部門ということで、特に特定郵便局などはそういう廃止の可能性というのは非常に強いと思うんですね。そこで1つその辺の状況をどういうふうに判断しているのか。

この間、撤去されているところは、主にこの県内でも都市部といいですか、病院とか大学とかってあるんですが、特に市役所関係では浦安、松戸、成田、富津というふうに市役所に出張所として設けられているところが廃止になっているんですね。鎌ヶ谷市でも廃止通告があって、利用者が非常に便宜的に使っているので延期をしてほしいということで申し入れをして、1年間だけは延長していただいたそうですが、この3月末でこれも撤去されると。ここでの利用条件が調べてみると2万8,000件ということで、約7,000件くらい郵政公社が基準としているところから見ると欠格しているということで撤去されるようですけども、私このことから見て非常に不安を持っているんですが、その辺の見通しですか、郵政公社との間の協議の中でどの程度担保されているのか、まず1点目、伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 小川議員さんから取扱期間に関しましてのご質問いただいたところでございます。この規約に示しますように、当初の取扱期間は19年度という1年間の契約になっております。それで、双方いずれかからも特段の意思表示がなければさらに1年間延長するというふうな、自動更新するようなそういう規約になっております。

それで、この郵便局での特定の事務の取り扱いということで、法律におきまして諸証明の発行等行政の事務を郵便局でも一部担いますよというようなそういう法律の規定があって、今回お願いすることになっているところでございます。それで、郵政公社からも、ぜひこういう制度があるのでご活用いただきたいというようなそういうお話をいただいて、内部で協議をし、また議会の皆さんとも協議をさせていただいたところでございます。

そういうことで、これから公社としても、こういう利用を各地方公共団体をお願いをしていくというようなそういう形でお話をいただいておりますので、小川議員さんATMとの関係で大分ご心配をされているようですけども、今、町といたしましては、これは継続されていくというふうに理解をしているところでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今の答弁だと、郵政公社が決めた事務規程の中で契約することだから継続されるものということですけども、今言われたように、これが完全民営化になった場合にどういうふうに変化するのかというのは予測つかないというふうに思うんですね。

今まで言われました局外のＡＴＭの出張所設置についても、これも郵政公社側からいろいろ
お願いされて各役所なんかは設置したということなんですが、やはり今言った採算部門から
外れるところについては、もう利用者のことはこっちへ置いて撤去していくということで
すので、私は大変不安を持つんですが、これが継続されるということをまず前提にして考え
たいと思うんですが、やっぱり今この郵政公社をめぐる状況は、そういう不安定な要素を持
っているということで、もしそういう住民に不便な状況が生まれた場合には、やはりそれ
にかわるものをきちっとしていかないと、この町村合併をめぐって住民の皆様には迷惑かけ
ないだということの中でしてきているわけですから、そういう点で先ほどの説明、議論の中
でも住民サービスのこのことは向上すると、私もそれは認識していますし、いるんですが、
ちょっとその不安定な要素があるので非常に心配するんですけども、これは３カ月前にな
って、ちょっと契約更新しませんよとなった場合、これは大変な問題になると思うんです
が、その辺の全くやっていない事業の中で想定して物を言っていて大変申しわけないと思
うんですが、その辺の対応策について１つ伺っておきたいと思いますので、よろしくお願
いします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ＡＴＭの設置場所が激減しているという話の中で、今、今日の一般
の皆さんについても、カード決済の進行など非常に進んでいる中でＡＴＭの利用はどん
どん減っていくのかなという中でですけども、郵政公社にしてみればＡＴＭの防犯上
のリスクの問題、また経費の問題を考えると、それこそ費用対効果ではございませ
んけれども、この業務について、場所の部分の負担はあるものの、ファクスの電気代
ですとか、それぐらいのひとつ郵便局にとってはリスクがないというところもござ
いますので、今後この議会承認後に改めて正式な契約ということに段取りになっ
ているわけでございますけれども、その辺については重々確認をしながら進めてま
いりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。よろしくどうぞお願
いします。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第１号について採決
します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第2号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） 以上で、本臨時会に付議されました案件のすべてを議了いたしました。

これをもちまして、平成19年1月横芝光町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤良一

議員 早川光彦

議員 渡辺 豊